

令和6年度 兵庫県の社会福祉政策への提言にあたって

新型コロナウイルスは感染症法上の類型が5類に移行し、社会・経済活動も回復の兆しが見えつつあります。その一方で、コロナ禍でさらに広がった孤立や格差によって、未だ困難な生活を強いられる人々も途絶えていません。

令和2年3月から実施した生活福祉資金の特例貸付では、県内で20万件、800億円を超える貸付を実施しました。すでに返済期間に入ったものの、現在も生活に困窮したままの多くの世帯が返済免除を申請するなど、今後10年以上にわたる支援は端緒についたばかりです。

市町社協や社会福祉法人をはじめとする民間社会福祉関係者は、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現を目指して、高齢者や障害者、児童などに対して、様々な福祉サービスを実施してきました。また、生活困窮者やヤングケアラー、課題を抱える妊産婦の支援など、制度の狭間にある課題に対しては、ほっとかへんネットを通じた地域公益活動にも積極的に取り組んでいます。

国においても「重層的支援体制整備事業」など、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりがすすめられています。

一方、物価や水光熱費の高騰が続き、長期にわたる福祉人材の不足が続く中、サービスの安定的な提供や地域における様々な地域福祉活動の維持すら危ぶまれ、課題はより深刻化しています。

これら様々な課題は、福祉関係者の努力だけでは解消されず、県や国、市町による政策や施策を通じた支援が不可欠です。

兵庫県では「ひょうごビジョン2050」で、「誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」を将来の兵庫の姿とし、「自分らしく生きられる社会」「誰も取り残されない社会」などを県民と共にめざすことを示されました。

本提言は、本会の構成員である、市町社協や種別協議会等幅広い関係者から寄せられた意見を取りまとめたもので、福祉現場の課題等を踏まえた切実な提言です。兵庫県の福祉施策への反映に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会としても県民から期待される役割を發揮するため、「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」を基本目標に、県内の様々な主体と連携・協働して推進してまいりたいと存じますので、引き続きご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

兵庫県知事
齋藤 元彦 様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会長 入江武信

重点提言 I

コロナ禍・物価高騰で直撃を受ける 生活困窮世帯・福祉現場への支援

1. 生活困窮世帯への相談支援体制の強化

コロナ禍の影響により深刻な生活困窮に陥る世帯への迅速な資金支援策として実施された生活福祉資金の新型コロナウイルス特例貸付（以下、特例貸付）は、令和4年9月30日をもって新規受付が終了し、令和5年1月からは償還が始まっています。

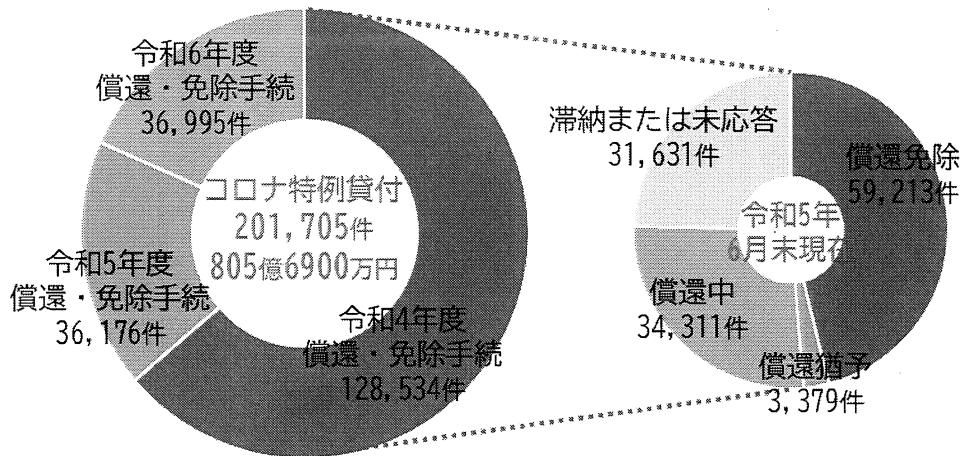
また、令和5年度から県社協事業として市区町社協に配置された「ほっとかへんネットワーカー」が中心となって、特例貸付の借受人をはじめとする困窮世帯への対応が進められています。

県社協や市区町社協の窓口には、減収、失業、病気療養などの他、債務整理、家賃滞納も含めた公共料金の未払い、税金等の滞納等、特例貸付の償還が困難な世帯からの償還猶予・免除の相談が増えています。

そのような状況に対しては、弁護士、司法書士、生活困窮者自立相談支援機関、電気・ガス・水道等事業者、居住支援団体、外国人支援団体、社会福祉法人などとの協働による支援体制づくりが必要です。

については、県として「ひょうごフードサポートネット」事業などを進めていますが、ほっとかへんネットワーカーの取組強化や居住支援など多様な主体が協働できる事業の創設を提言します。

コロナ特例貸付債権数と償還及び免除等の状況



特例貸付の償還猶予等件数

令和5年6月30日時点

償還猶予申請決定件数 (2,919件)	主な決定内訳	
	収入の減	1,182件
	失業又は離職	782件
	病気療養中	496件
	多重債務・債務整理	202件
	市区町社協・自立相談支援機関の意見書	172件
	その他	85件

令和5年度ほっとかへんネットワーカーの取組計画（複数実施社協あり）

生活状況の実態把握	36社協
地域・多機関との協働した地域生活課題への対応	34社協
当事者活躍支援（生活困窮者など当事者によるボランティア活動等）	15社協
就労支援・中間就労の促進	13社協
その他	6社協

※ほっとかへんネットワーカーの主な役割：相談窓口・ニーズ把握、課題解決に向けたネットワークづくりなど

2. 物価高騰と賃上げに連動した処遇改善及び報酬改定 国 提言

国は、令和4年2月より介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭を対象に、収入3%程度（月額9,000円）の引上措置を講じましたが、令和5年度の民間企業の春闘による賃上げ率は3.8%、月額11,844円となり、全産業平均と福祉分野の賃金差は再拡大しました。

また、コロナ対策に加え、物価高騰の影響により、社会福祉施設・事業所の食費や光熱水費等の支出が増大しており、物価高騰前の2年前と比較すると、1施設あたり平均1.25倍、年額940万円の負担増となっています。

こうした物価高騰・賃金上昇の状況は、慢性的な福祉人材不足に拍車をかけ、良質な福祉サービス提供に支障をきたす恐れがあります。

については、次の点について提言します。

（1）賃金格差の是正、物価高騰に対する国への緊急要望

福祉従事者に対する賃金格差の拡大と物価高騰による負担増に対し、令和5年度中の追加補助金での対応、また令和6年度補助金の予算化について国へ要望願います。

（2）賃上げや物価高騰を踏まえた報酬改定の働きかけ

令和6年度は、介護報酬、障害福祉サービス報酬の同時改定を控えており、臨時の交付金ではなく、物価高騰に耐えうる給与の引き上げ及び経営の継続に必要な額が確保される報酬改定について、国に対し強く働きかけいただきますようお願いします。

また、報酬改定においては、最新の消費者物価指数や賃金構造基本統計調査等を勘案するよう提言します。

社会福祉法人の経営状況	
全体の収支差率	2.5% (前年比-0.6%)
赤字法人の割合	31.3% (前年比+5.4%)
介護主体法人	4割が赤字
物価高騰の影響（令和5年3月）	
(令和3年比・ <u>1施設あたり</u> の平均)	
電気代 1.6倍	ガス代 1.4倍
燃料代 1.2倍	
年額 940万円 負担増	財政支援が追い付いていない！
補助金 ↑ 160万円 (受給総額 令和4年～)	

全国経営協資料より（全国経営協のモニター会員1,000法人の調査結果）

3. 福祉・介護人材確保に向けた新たな取組の推進

少子高齢化・人口減少の深刻化に伴い、本県の75歳以上の後期高齢者人口は、2025年には約98万人になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢化率が約37%に上昇すると見込まれています。

また、本県の人口移動の動向を見ると、令和4年の転出超過数は5,625人に上り、全国で5番目に多い上、この転出超過を押し上げているのが、就職世代にあたる20代の若者です。生産年齢人口の減少や若者の転出は、福祉・介護人材の安定確保をより一層困難にします。

については、福祉・介護人材の確保に向けて、次のとおり提言します。

(1) 市町と連携した福祉・介護人材確保に関する戦略の策定 **新規**

県では、2050年に、誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる「躍動する兵庫」をめざし、県政の羅針盤として運用する「ひょうごビジョン2050」を掲げています。このビジョンで示された「安心して長生きできる社会」を実現させるためには、その基盤となる福祉・介護人材の安定的確保に資する取組を総合的かつ計画的に進める必要があります。

については、事業者、関係機関・団体、国、県、市町など各主体の適切な役割分担のもと、地域振興にもつながる県主導での福祉・介護人材確保戦略の策定を提言します。

<参考>近畿府県における介護分野の有効求人倍率（令和4年11月）

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	全国平均
3.35	3.23	4.35	3.93	5.23	3.41	3.98

(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

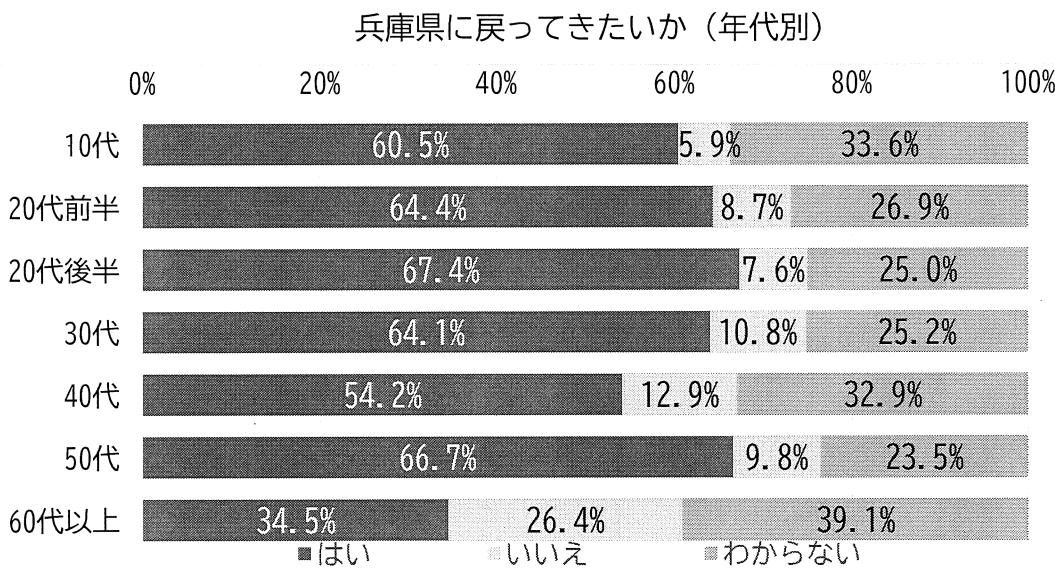
(2) 移住促進事業と連携した人材確保事業の創設 新規

県が実施した転出者アンケート調査（令和3年度、県地域振興課）によると、「兵庫県に戻ってきたい」と回答している割合は、20代後半が約67%で最も高く、60代以上を除いた全ての年代で半数以上が戻ってきたいと回答しています。

県産業労働部では、市町と協働し、中小企業の人材確保等を目的に「兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業」を実施していますが、「ひょうごで働く！マッチングサイト」登録法人のみが対象で、国の要件で移住元は東京圏に限定されています。

については、「兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業」を改良し、東京圏だけではなく、広く県外から移住される福祉・介護人材を対象とした人材確保事業の創設を提言します。

<参考>令和3年度 転出者アンケート調査結果（県地域振興課）



重点提言Ⅱ

「ほっとかへんネット」の活動強化 に向けた協働推進

社会福祉法人が連携し、「地域における公益的な取組」を推進する、ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）は、県内 42 市区町（85.7%）で設立されています。

ほっとかへんネットは、高齢に限らず、障害、児童・保育、保護施設等の社会福祉法人が横でつながりながら、制度の狭間、社会的孤立、災害福祉支援など、様々な活動を展開しています。

地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業が社会福祉法に位置付けられ、各自治体で取組がはじまっており、参加支援の場の提供や地域の福祉ニーズを踏まえた新たな社会資源の創出など、社会福祉法人が積極的な役割を果たしていくことが期待されています。

については、ほっとかへんネットの活動強化に向けて、県と協働してこの取組を推進していくため、次のとおり提言します。

1. 「ほっとかナイト認定制度」を通した地域公益活動のさらなる促進 **新規**

県では、食生活の支援や移動支援、見守り、介護者支援等の地域貢献活動を担う特別養護老人ホーム等を「地域サポート施設」とする知事認定制度を創設し、県内 80 施設、30 市町に広がってきました。

ほっとかへんネットは、高齢に限らず、障害、児童・保育、保護施設等の社会福祉法人が横でつながりながら、制度の狭間、社会的孤立、災害福祉支援など、様々な活動を展開しています。

県社協と県社会福祉法人経営者協議会は、ほっとかへんネットの取組を促進し、ソーシャルワークの専門性をもって支援する体制が作られるよう、一定の要件を満たした法人施設などを「ほっとかナイト」として認定する創設の実施準備を進めています。

については、既存の制度で対応が困難な地域生活課題に対し、高い専門性をもって支援する体制づくりと、地域内のつながり強化を促進するため、「ほっとかナイト認定制度」を兵庫県、県社協、県社会福祉法人経営者協議会の三者協働の認定制度として運用し、県知事の認定証を法人施設等に交付いただきますよう提言します。

2. ほっとかへんネットの活動強化に向けた支援 **拡充 指導・助言**

ほっとかへんネットは、各専門分野の支援のみならず、ネットワークの力を生かして生活困窮、移動支援、福祉人材確保、災害派遣福祉チーム（DWAT）など、多様な地域生活課題の解決を図っています。こうした取組は、市町における包括的な支援体制構築の一翼を担うものです。

については、次のとおり提言します。

(1) 県地域福祉支援計画での地域福祉推進プログラムの位置づけと連携促進

ほっとかへんネットが、地域における新たなセーフティネットの一つとして機能するよう、第5期県地域福祉支援計画及び各市町地域福祉計画にほっとかへんネットの活動を地域福祉推進プログラムとして位置づけ、各市町との連携を促進することを提言します。

なお、第4期計画には、「県の地域福祉支援施策体系」として200以上の施策・事業が掲載されていますが、ほっとかへんネットが関わることで実効性が高まる施策・事業を地域福祉推進プログラムとして位置付けることを提言します。

(2) ひょうごふるさと寄附金の新たなプロジェクトの創設

県又は県の関係事業への寄附金として、これまで10万円以上の寄附をひょうごボランタリー基金に行った企業等に対し、県建設工事入札参加資格審査における技術・社会貢献評価数値への加点対象とされてきました。

しかしながら、令和5年3月10日に、ひょうごボランタリー基金が県社協に返還され、この取扱いは終了しています。

については、県内の建設業者等から県に対する寄附金が続くため、「ひょうごふるさと寄附金」を財源とした新たなプロジェクトとして、ほっとかへんネットに対する活動助成を設定することを提言します。

また、ほっとかへんネットを構成する社会福祉法人・事業所の職員育成を図るために助成制度の創設についても提言します。

<参考>ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の設立状況と主な取組

設立済：42 市区町	①地域の要支援者に対する相談支援 ②地域の要支援者に対する会食、配食、食材配達等の食生活の支援 ③地域の要支援者に対する移動・外出の支援 ④地域の要支援者に対する学習支援、就労支援、見守り支援 ⑤地域の要支援者に対する生活支援、緊急資金・物資の貸与・提供 ⑥福祉学習、ボランティア・福祉人材の育成に関する活動 ⑦地域福祉推進に関する各種事業への参画、福祉啓発に関する活動 ⑧福祉人材の確保に関する活動 ⑨災害時を想定した要援護者支援に関する取組 ⑩地域住民等との交流・意見交換の実施 ⑪地域の関係者とのネットワークづくり ⑫提言・意見具申の取組 ⑬その他（中長期計画の策定、地域ごとの取組の検討 等）
未設立：7 市町 三木市 朝来市（R5.9月設立予定） 淡路市 市川町 神河町 太子町 香美町 ※設立予定の未記載の市町でも 勉強会・情報交換会等を開催	

重点提言Ⅲ

パーソン・セナタード（本人中心） の地域生活を支援する権利擁護施策 の強化

権利擁護支援は、地域共生社会の実現に向けて本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、その推進には、行政、福祉・司法等の専門職、相談支援機関、市民等が協働する権利擁護支援体制づくりが必要です。

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の重要業績指標（KPI）では、令和6年度中に全ての市町で権利擁護支援の行政計画の策定とともに、中核機関の整備によるコーディネート機能の強化が掲げられています。

このような中、日常生活自立支援事業は、判断能力が低下した認知症当事者や障害者等の意思決定支援を基盤に地域生活を支援する役割を果たしています。

県民誰もが、尊厳ある本人らしい生活を継続でき、地域社会に参加できる権利擁護支援体制づくりに向けて、次のとおり提言します。

1. 権利擁護支援体制整備計画の策定と「権利擁護センター（仮称）」の養成 新規

県では、令和5年度に成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会が設置されます。県内22市町で中核機関が設置されましたが、権利擁護支援に携わる専門職の確保や財源確保等の課題を背景に、地域格差が広がっています。

については、意思決定支援を重視した権利擁護支援の充実と相談支援体制の強化に向けて、次のとおり提言します。

- (1) 県の権利擁護支援体制整備にかかる計画を策定し、各市町の中核機関での課題、弁護士等の専門職の少ない小規模自治体等への支援策や権利擁護人材の育成策、意思決定支援研修の実施などについて協議することを提言します。
- (2) 市民後見人については、後見人活動にとどまらない、地域での相談活動や見守り活動などに参加し、誰もが自分らしく生きることを支え合える「権利擁護センター（仮称）」として全県的に養成することを提言します。
- (3) 「兵庫県地域見守りネットワーク応援協定」を活かした見守り支援体制の強化について提言します。

<参考>県内の市民後見人の状況（令和4年10月1日時点 神戸市含む）

- | |
|--|
| ・市民後見人養成市町数 17市町 |
| ・養成者数 1,125名（うち、受任者 67名／後見人等以外の活動者数 67名） |

<参考>「権利擁護センター（仮称）」の活動イメージ

<市民後見人活動の有無にかかわらず、地域の権利擁護支援活動に参加>

- 見守り活動に参加してSOSをキャッチし、生きづらさを抱えた方を相談窓口へつなぐ
- 認知症当事者や障害等のつどいの場で当事者の話を傾聴する
- 地域の中で成年後見制度や権利擁護に関する学習会などを開催する
- 日常生活自立支援事業生活支援員や介護相談員として、日常生活や介護の課題等を橋渡し

2. 権利擁護支援の基盤となる日常生活自立支援事業の充実・強化 拡充

指導・助言

国の第二期成年後見制度利用促進計画において、日常生活自立支援事業は成年後見制度移行までの有効な事業として、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる実施体制の強化が明記されています。

日常生活自立支援事業は、認知症当事者や知的障害者、精神障害者等の地域生活を支え、対象者の増加とともに困難ケースも増加し、利用契約に至らずとも継続的に相談で関わるなど、高い専門性が必要です。

しかしながら、令和5年度の県予算では、全事業費15%削減の見直しが行われ、日常生活自立支援事業補助金も12%削減を強いられました。このままでは専門性の高さはもとより十分な人材配置が難しく、利用者や相談者の地域生活に支障をきたすことが容易に予測されます。については、次の点について提言します。

- (1) 利用者の地域生活における当該事業の重要性を考慮いただき、本事業の福祉専門職を十分配置できるよう、少なくとも国基準額を踏まえた予算を確保していくよう強く要望します。
- (2) 各市町の権利擁護・成年後見制度利用促進の体制整備と権利擁護支援の推進においても本事業は不可欠であるため、県として、本事業の重要性を各市町に働きかけ、全県的な権利擁護支援体制づくりを進めるよう提言します。

<参考>兵庫県における日常生活自立支援事業の実施状況

①相談件数、契約件数の推移

	相談件数	契約件数
令和2年度	60,346件	1,169件
令和3年度	62,748件	1,151件
令和4年度	63,593件	1,161件

②専門員配置状況

令和4年4月現在	令和5年4月現在
101名	95名

※委託費の減に伴い、複数配置を見直した社協があるため専門員6名減

③事業実施における課題（令和5年2月「日常生活自立支援事業の実態把握調査」神戸市除く）

- ・専門員の体制がニーズに対して不十分：29社協（72.5%）
- ・利用契約に至っていないが、専門員等が1ヶ月以上関わっているケースがある：26社協（65.0%）
- ・日常生活自立支援事業の待機者数：75名以上
- ・成年後見制度の首長申立の手続きが進まない等の理由で支援したことがある：27社協（67.5%）
- ・令和4年度決算が赤字（人件費、事業費、事務費）となった社協：32社協（80.0%）
- ・令和4年度国庫補助基準（国1/2、県1/2）以上予算措置された都道府県社協：26社協（55%）